

第1 監査の請求

1 住民監査請求書の提出

令和7年10月20日（同月15日付けの住民監査請求書が郵送で到達した日）

2 請求人

略

3 請求の要旨

令和6年9月に当選した大阪府議会議員である森西正議員（以下「当該議員」という。）は、同年10月より人件費3名分を政務活動費から支払っている。

しかし、初当選後はたいへん忙しく、同月から3名を雇用することは考えにくい。

また、届け出られている事務所（以下「当該事務所」という。）の住所には他の団体が存在している。建物には府政相談所又は森西事務所の看板すら掲げられていない。当該事務所はいつも無人状態で、全く人の出入りも見受けられない。

3名の職員を見たり聞いたりした方は誰一人いない。まして、摂津市の人口規模で3名の職員が必要なのか。

政務活動費から不适当に人件費を支払っているおそれがある。

第2 請求の受理

本件住民監査請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に定める要件を具備しているものと認め、受理することとした。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

令和6年度に当該議員が人件費に充当した政務活動費に係る支出

2 監査対象部局

大阪府議会事務局（以下「府議会事務局」という。）

3 請求人の陳述

法第242条第7項の規定により、令和7年11月21日に請求人に対して証拠の提出及び

陳述の機会（以下「請求人陳述」という。）を設けたところ、要旨、別紙1のとおり陳述があつた。

4 実地監査

令和7年11月13日、監査委員事務局職員が府議会事務局に対し監査を実施し、当該議員から議長に提出された収支報告書及び会計帳簿等（以下「収支報告書等」という。）の証拠書類の確認を行うとともに、政務活動費の概要等についての聞き取りを行つた。

第4 監査の結果

1 事実関係

府議会事務局に対し調査した結果、次のとおりの事実が認められた。

(1) 政務活動費の概要

ア 関係法令等の定め

（ア）法第100条第14項は、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」と規定している。

同条第15項は、「前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の状況を書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をもつて議長に報告するものとする。」と規定している。

同条第16項は、「議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。」と規定している。

（イ）大阪府は「大阪府政務活動費の交付に関する条例」（平成13年大阪府条例第61号。以下「条例」という。）及び「大阪府政務活動費の交付に関する規程」（平成13年大阪府議会規程第1号。以下「規程」という。）を制定し、政務活動費の交付に関して必要な事項を定めている。

条例第1条の3は、議長の責務として、「大阪府議会議長（以下「議長」という。）は、政務活動費制度の適正な運用を期するとともに、その使途の透明性の確

保に努めるものとする。」と規定している。

条例第3条は、「議員の職務が、住民意思を代表し、政策を形成することであり、議会の役割が、知事その他の執行機関が行う施策の評価及び監視並びに政策の立案であることに鑑み、会派及び議員の職にある者には、政務活動費を交付する。」と規定している。

イ 政務活動費執行に当たっての基本原則

府議会は、「政務活動費の手引」（以下「手引」という。）を作成し、別紙2のとおり、「政務活動費は、議員の職責・職務を果たすため、社会通念上妥当な範囲のものであることを前提とし、府政に関する調査研究その他の活動に要した費用の実費に充当することを原則（実費弁償の原則）とした上で、会派及び議員が使途等について説明責任を果たすために」、「必要性・妥当性の原則」、「証拠主義の原則」、「透明性の原則」の3原則を満たすものとするとしている。

ウ 大阪府における現行制度

政務活動費に関する主な内容については次のとおりである。

(ア) 交付対象

会派及び議員（条例第3条）

(イ) 交付額（月額）

会派：59万円から当該会派が定めるその所属議員に対する政務活動費の月額を減じた額に当該所属議員の数（月の初日における所属議員数）を乗じて得た額（条例第4条第1項）

議員：59万円を限度として会派が一律に定める額（条例第5条第1項）

※会派に所属しない議員：49万円

※月の途中において、議員の任期満了等があった場合の当該月は日割りをもつて計算した額とする。

(ウ) 交付方法

毎月交付（条例第9条）

(エ) 収支報告

支出項目別の金額及び主たる支出の内訳等を記載した収支報告書を会計帳簿等の写しとともに議長に提出しなければならない。（条例第10条第1項）

※会計帳簿等（規程第5条第1項及び第2項）

- ・ 会計帳簿

- ・ 領収書貼付用紙（領収書が取得できない分は支払明細書の写し）
- ・ 活動記録簿
- ・ 事務所状況報告書
- ・ 職員雇用状況報告書（地方税法（昭和25年法律第226号）第317条の6の規定に基づき提出した給与支払報告書の写しを添付）

(オ) 残余額の返還（条例第11条第1項、規程第9条第1項）

会派又は議員は、その年度において交付を受けた額に残余がある場合は、納入通知書の発行された日から20日以内に返還しなければならない。

(カ) 議長の調査（条例第13条第1項）

議長は、政務活動費の適正な運用を期するため、収支報告書及び会計帳簿等の写しについて、必要な調査を行う。

(2) 政務活動費の使途

ア 政務活動費を充当することができる経費

政務活動費に充てることができる経費の範囲について、条例第2条は、第1項において、「会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等府政の課題及び府民の意思を把握し、府政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費」と定め、第2項において、「議員にあっては、別表第二に定める政務活動に要する経費に充てることができる」と定めている。

そして、条例別表第二は、「議員に交付する政務活動に要する経費」について、別紙3のとおり、「人件費」にあっては「議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費」と定めている。

イ 使途基準について

府議会は、手引において、会派及び議員に交付する政務活動に要する経費に関する使途基準の項目・内容・主な例・考え方、及び使途基準の運用指針について、別紙4のとおり定めている。

ウ 政務活動費の充当が不適当な例

府議会は、手引において、別紙5のとおり、政務活動費の充当が不適当な例を掲載しており、公職選挙法その他法令等の制限に抵触する事項、政党活動への支出、選挙活動への支出、後援会活動への支出、私的経費への支出が挙げられている。

(3) 会計帳簿への記載について

政務活動費は、会計帳簿に支払日で記載する方が領収書（又は支払明細書）と一致するので整理・確認しやすいとして、原則として、支払いがなされた時点で計上することとしている。

年間一括払いのものについては、議員の任期中であれば、その効果が年度をまたがっている場合も、通常の処理と同様に支払いがなされた時点で計上することとしている。

(4) 収支報告書等の確認

条例第13条に基づく議長の調査に資するため、条例第10条に基づき各会派の代表者及び議員から議長に提出された収支報告書等について、次のア及びイのとおり、府議会事務局による確認及び条例第13条第2項に基づき設置される大阪府政務活動費検査等協議会（以下「協議会」という。）による検査が行われている。

なお、議員が提出した会計帳簿等に個人情報等が記載されている場合は、閲覧又は大阪府議会のホームページで公開される前に府議会事務局で黒塗りが行われているが、府議会事務局による確認及び協議会による検査は、黒塗りがなされる前の会計帳簿等により行われている。

ア 府議会事務局による確認

府議会事務局においては、全会派及び議員の収支報告書等について、政務活動費の使途基準に沿った充当がなされているかどうかについて確認を行っている。条例第1条の2第1項で、「会派及び議員は、政務活動費が議員の責務及び役割の遂行に必要な調査研究その他の活動に資するために交付されるものであることを踏まえ、当該交付の目的に沿って適正に政務活動費を使用するとともに、その使途を明確にすることにより府民に対する説明責任を果たさなければならない。」と定められていることを踏まえ、使途が明確になっているかについても確認を行っている。

イ 協議会による検査

前記アの府議会事務局による収支報告書等の確認の後、府議会議員3名、弁護士1名及び公認会計士1名により構成されている協議会において、各会派及び議員のうち抽出により検査を行っている。検査に当たっては、前記アと同様に政務活動費の使途基準に沿った充当を行っているか、使途が明確になっているかどうかについて確認を行っている。

協議会は、上記の検査の結果を議長に報告することとされている。

(5) 人件費について

人件費は、会派又は議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費である（条例別表第一及び別表第二）。

府議会は、手引において、政務活動の補助業務のために雇用した職員の給料、手当、社会保険料、アルバイト賃金等に政務活動費を充当できること、その経費に政務活動費を充当する場合は、雇用実態が客観的に確認できる証拠書類（雇用契約書、協定書（覚書）、勤務実績、毎月の支払い等）を適切に管理し、職員雇用状況を職員雇用状況報告書（地方税法第317条の6の規定に基づき提出した給与支払報告書の写しを添付）により報告すること、ただし、その者が後援会活動など他の業務にも携わっている場合には、政務活動に従事した業務実態の割合（平均時間、日数等）や協定書（覚書）等に基づき経費を按分する必要があることを記載している。

なお、手引は、規程第5条第2項に定める「職員雇用状況報告書」（様式第12号）について、業務実態による場合のほか、「職務内容による場合の按分率」として、次のとおり記載している。

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1／2
政務活動+後援会活動+政党活動	1／3

(6) 政務活動費の精算日及び収支報告書等の公表日について

前記第3の4の実地監査により確認した令和6年度の政務活動費の精算日及び収支報告書等の公表日は、次のとおりである。

ア 政務活動費の精算日について

当該議員の令和6年度分の政務活動費の精算日は、令和7年7月1日である。

イ 収支報告書等の公表日について

令和6年度の収支報告書等の公表日は、次のとおりである。

一般閲覧開始日	H P公表日
令和7年6月30日	令和7年7月30日

(7) 本件請求に係る収支報告書等の内容について

前記第3の4の実地監査等により確認した当該議員から議長に提出された収支報告書等の内容は、次のとおりである。

ア 令和6年度政務活動費に係る収支報告について

当該議員は、令和7年4月30日付けで、議長あてに、令和6年度政務活動費収支報告書を提出した。令和6年度の収入は政務活動費2,940,000円、支出は合計で2,176,047円、収支差額は763,953円である。

支出の内訳は、調査研究費200,093円、研修費1,500円、広聴広報費84,260円、要請陳情等活動費136,970円、会議費7,890円、資料購入費64,075円、事務所費40,493円、事務費55,266円、人件費1,585,500円である。

当該議員は、令和7年12月1日付けで、議長あてに訂正届を提出し、上記収支報告書の記載内容のうち、事務費の支出額を54,360円とし、支出合計額を2,175,141円とし、収支差額を764,859円とする訂正等を行った。

イ 令和6年度の政務活動費を充当した人件費について

当該議員が令和6年度政務活動費収支報告書とともに提出した令和6年度職員雇用状況報告書には、3名の職員について、次のとおり記載されている。

なお、当該議員は、事務所職員の給料について、当月末に支払っている。

(ア) 職員A

- ・氏名 職員A
- ・住所 略
- ・雇用期間 令和6年10月1日～令和7年3月31日 8時間/週
- ・主な職務内容 政務活動補助
- ・給料（賃金）額 10,000円 日給
- ・雇用形態 直接雇用
- ・保管書類 雇用契約書、賃金台帳、出勤簿等、租税関係、社会保険関係
- ・按分率 勤務実績による場合

政務活動業務（16時間）/政務活動業務（16時間）+その他の業務（0時間）→
按分率1/1

なお、上記按分率の計算式における政務活動業務の従事時間については、前記アの訂正届により、いずれも8時間に訂正された。

(イ) 職員B

- ・氏名 職員B

- ・住所 略
- ・雇用期間 令和6年10月1日～令和7年3月31日 12時間/週
- ・主な職務内容 政務活動補助
- ・給料（賃金）額 7,000円 日給
- ・雇用形態 直接雇用
- ・保管書類 雇用契約書、賃金台帳、出勤簿等、租税関係、社会保険関係
- ・按分率 勤務実績による場合

政務活動業務（8時間）/政務活動業務（8時間）+その他の業務（0時間）→
按分率1/1

なお、上記按分率の計算式における政務活動業務の従事時間については、前記アの訂正届により、いずれも12時間に訂正された。

(ウ) 職員C

- ・氏名 職員C
 - ・住所 略
 - ・雇用期間 令和6年10月1日～令和7年3月31日 14時間/週
 - ・主な職務内容 政務活動補助
 - ・給料（賃金）額 8,000円 日給
 - ・雇用形態 直接雇用
 - ・保管書類 雇用契約書、賃金台帳、出勤簿等、租税関係、社会保険関係
 - ・按分率 勤務実績による場合
- 政務活動業務（14時間）/政務活動業務（14時間）+その他の業務（0時間）→
按分率1/1

ウ 会計帳簿及び領収書貼付用紙に貼付された3名分の領収書に記載された給与の支給額の合計額は、職員雇用状況報告書に記載の日額給料の額及び勤務日数等から算出される支給額の合計額、令和6年度政務活動費收支報告書記載の人件費と相互に一致する。

(8) 令和6年度分の收支報告書等の確認及び協議会による検査について

令和6年度の收支報告書等については、いずれも前記(4)アの府議会事務局による確認の後、令和7年6月18日に協議会が検査を実施し、いずれも概ね適正であったとして、同月24日付で、協議会から議長あて報告された。

なお、前記(7)アの訂正届による訂正内容については、府議会事務局による確認の

後、協議会委員に報告されている。

2 判断

(1) 監査の判断基準について

ア 前記1(1)のとおり、法の定めを受けて制定された条例及び規程において、収支報告書等の提出先が議長とされていること（条例第10条第1項）、収支報告書等について必要な調査を行う権限が議長に与えられていること（条例第13条第1項、規程第12条第1項）、議長の責務として、政務活動費制度の適正な運用を期すとともに、その使途の透明性の確保に努めることが定められていること（条例第1条の3）からすると、府議会における政務活動費制度の趣旨及びその目的は、議会の自主性、自律性を尊重しつつ、政務活動費の適正な使用を図ることにあるものと解される。

イ 最高裁判所第一小法廷平成21年12月17日判決は、平成24年の地方自治法改正により「政務活動費」に変更される前の政務調査費に係る政務調査費条例及び政務調査費規程の定め並びにそれらの趣旨について、「政務調査費は議会の執行機関に対する監視の機能を果たすための政務調査活動に充てられることも多いと考えられるところ、執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派（以下、併せて「議員等」という。）との抑制と均衡の理念にかんがみ、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、政務調査費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、政務調査活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止しようとするところにあるものと解される」と判示し、上記の趣旨に照らすと、「政務調査費条例は、政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解される」旨判示している。

そして、最高裁判所第二小法廷平成25年1月25日判決は、「本件使途基準が調査研究費の内容として定める「会派又は議員が行う目黒区の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査…委託に要する経費」とは、議員の議会活動の基礎となる調査研究及び調査の委託に要する経費をいうものであり、議員としての議会活動を離れた活動に関する経費ないし当該行為の客観的な目的や性質に照らして議員の議会活動の基礎となる調査研究活動との間に合理的関連性が認められない行為に関する経費は、これに該当しないものというべきである」と判示している。

ウ これらのことからすると、政務活動に要する経費の解釈やその適用の可否については、第一義的には議会が会派及び議員に共通する運用指針等の使途基準を定めるものであって、使途基準が議会のもつ裁量の範囲内で適法に定められたといえる場合は、政務活動に要する経費の適否は、議会の定めた使途基準に適合しているか否かにより判断するべきである。また、政務活動費として支出された経費が使途基準に適合するか否かについては、収支報告書等の記載から客観的にうかがわれる活動の目的や性質を踏まえ、政務活動の実態があるか否か及び政務活動との間に合理的関連性が認められるか否かにより判断されるべきものである。そして、その判断に当たっては、政務活動費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるような場合は、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査するのが相当である。

(2) 本件請求に係る当該議員に係る支出の違法性・不当性について

ア 監査の対象は、前記第3の1に記載のとおり、当該議員が人件費に充当した令和6年度分の政務活動費に係る支出であるので、前記1の事実関係を踏まえ、以下判断する。

前記1(7)ウのとおり、当該議員が議長あてに提出した令和6年度政務活動費収支報告書における人件費は、会計帳簿、領収証、職員雇用状況報告書における3名の職員に係る給与額と相互に一致する。

また、前記1(7)イのとおり、当該議員は、令和6年度職員雇用状況報告書において、3名の職員について、いずれも、主な職務内容は政務活動補助であり、職員の勤務実績により按分率を1／1と報告して、政務活動費（人件費）を充当している。

イ これに対し、請求人は、令和6年9月の初当選後は多忙であり、同年10月から3名を雇用することは考えにくい、当該事務所はいつも無人状態で、全く人の出入りも見受けられず、3名の職員を見た方は誰一人いないなどとして、政務活動費から不当に人件費を支払っているおそれがある旨を主張し、令和7年5月頃に撮影されたグーグルの「ストリートビュー」の写真を提出する。

しかしながら、当該写真は、撮影時点における事務所の状況として、シャッターが閉まっていたことを示すにすぎず、令和6年10月から令和7年3月までの間、当該事務所が、常態的に、全く人の出入りがなく、無人状態であったとは直ちに認めることはできないから、当該写真をもって、3名の職員の雇用実態がなかったとはいえない。のみならず、勤務内容によっては、事務所において勤務しなくとも、オンライン等の方法で自宅等において勤務することもできる場合もありうるから、事

務所が不在であったとしても、そのことにより直ちに勤務実態がないとみることもできない。

また、請求人は、3名の職員が後援会活動に従事した可能性がある旨を主張するが、令和6年度における政務活動費を充当した3名の職員の給料（人件費）に、本来充当することが認められない「後援会活動への支出」が含まれていたことが、収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるとはいえない。

ウ 以上によれば、当該議員が、3名の職員の給料に政務活動費（人件費）を充当したことが、使途基準に違反していると明らかにうかがわれる場合には当たらない。

3 結論

以上のとおり、監査を実施した限りにおいて、当該議員に対する政務活動費の支給に違法又は不当な点は見当たらない。

よって、本件住民監査請求を棄却する。

(別紙1) 請求人陳述

令和7年11月21日 請求人陳述の要旨

- 事務所の前を通ると、灯りが付いておらず、人の居るような雰囲気もない状態である。
- 事務所には貼り紙があり、今まででは「御用の方は2階へ」と書かれていたが、現在は携帯の番号が書かれている状況である。
- 選挙中、手伝いに従事していた者が少なかったにも関わらず、3人も雇用できるのは考えにくい。
- 人口が8万5,000人の狭い摂津市の中で、3名も雇う必要があるのか疑問である。
- 後援会活動に関する文書に秘書と思われる者の名前が書かれており、職員の人工費に政務活動費から全額を充当することは不適当である。

(別紙2) 政務活動費執行にあたっての基本原則

○政務活動費執行にあたっての基本原則

政務活動費は、議員の職責・職務を果たすため、社会通念上妥当な範囲のものであることを前提とし、府政に関する調査研究その他の活動に要した費用の実費に充当することを原則（実費弁償の原則）とした上で、会派及び議員が使途等について説明責任を果たすために、次に掲げる三原則を満たすものとする。

★必要性・妥当性の原則

- ・ 府政に関する課題や問題点に関する調査研究その他の活動であること
- ・ 府政の監視機関である議会の役割に則した調査研究その他の活動であること
- ・ 住民意思を代表し、実現させる政策形成に寄与する調査研究その他の活動であること

★証拠主義の原則

- ・ 政務活動を裏付ける客観的な証拠があること
- ・ 政務活動の内容が説明できること
- ・ 政務活動費の会計帳簿及び支出の証拠書類（領収書等）が必ず保管されていること

★透明性の原則

- ・ 収支報告書とともに、収入・支出が記載された会計帳簿等の写しを提出すること
- ・ 会計帳簿には、「日付・金額・内容など」を一件ごとに記載すること
- ・ 領収書等が入手できないときは支払明細書により明らかにすること

(別紙3) 政務活動費を充当することができる経費

別表第一 会派に交付する政務活動に要する経費（第二条関係）

(略)

別表第二 議員に交付する政務活動に要する経費（第二条関係）(抜粋)

経費	内容
人件費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

(別紙4) 使途基準及び使途基準の運用指針

使途基準の考え方

議員に交付する政務活動に要する経費（拠粹）

項目	内 容	主な例	考 え 方
人 件 費	議員が行う活動を 補助する職員を雇 用する経費	給料、手当、 社会保険料、 賃金等	・政務活動に資するための入件費である。

使途基準の運用指針（拠粹）

(19) 人件費

- ▶ 政務活動の補助業務のために雇用した職員の給料、手当、社会保険料、アルバイト賃金等に政務活動費を充当することができます。ただし、生計を一にしている親族を雇用する場合、その給与等に対して政務活動費を充当することはできません。その経費に政務活動費を充当する場合は、雇用実態が客観的に確認できる証拠書類（雇用契約書、協定書（覚書）、勤務実績、毎月の支払等）を適切に管理し、職員雇用状況を様式第12号（地方税法第317条の6の規定に基づき提出した給与支払報告書の写しを添付）により、報告してください。（略）
ただし、その者が後援会活動など他の業務にも携わっている場合には、政務活動に従事した業務実態の割合（平均時間、日数等）や協定書（覚書）等に基づき経費を按分する必要があります。

$$\text{按分割合(%)} = \frac{\text{政務活動業務 (時間、日数) (A)}}{\text{政務活動業務 (時間、日数) (A) + その他の業務(時間、日数)}}$$

（人件費支出の留意事項）

人件費の支出に際しては、下表の項目に留意が必要です。

個別のケースに応じて手続き等が異なりますので、必要に応じて関係機関へ問合せの上、適切な手続きを行って下さい。

なお、これらは、政務活動費を充当しているか否かにかかわりなく雇用主として発生する義務ですので、充分ご留意下さい。

項目	概要	問合せ先
所得税 (源泉徴収)	給与等の支払をする者は、その支払に係る金額につき、所得税の源泉徴収を行う義務があり、源泉徴収した所得税は、国に納めなければなりません。	管轄税務署
住民税 (給与支払報告書)	源泉徴収義務者は、1月31日までに給与等を受けている者の居住地の市町村に給与支払報告書を提出しなければなりません。これにより市町村で住民税を計算します。	職員等の居住地の市町村
労働基準	労働時間は、原則として、1日に8時間、1週間に40時間以内です。6時間を超える場合は45分以上、8時間を超える場合は1時間以上の休憩を与えなければなりません。少なくとも毎週1日の休日か、4週間を通じて4日以上の休日を与えなければなりません。	管轄労働基準監督署
最低賃金	最低賃金法に基づき地域別の賃金の最低限度額が定められており、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。	管轄労働基準監督署
健康保険	労働者が病気やけがをしたときなどに必要な保険給付を行う制度です。	管轄年金事務所
厚生年金保険	労働者が老齢、障害、死亡の場合に国民年金に上乗せして、給付を行う制度です。	管轄年金事務所
雇用保険	労働者が失業者した場合等に失業給付金等が支給される制度です。原則として、強制加入です。	管轄ハローワーク
労災保険	労働者が業務上の災害や通勤による災害を受けた場合に、必要な保険給付を行う制度です。強制加入です。	管轄労働基準監督署

他に「給与支払事務所等の開設届出書」を管轄税務署に提出する必要があります。

(別紙5) 政務活動費の充当が不適当な例

○政務活動費の充当が不適当な例

1 公職選挙法、その他法令等の制限に抵触する事項

例) 「公職選挙法」（第199条の2）（略）

寄附に該当する経費（お茶及びお茶うけを超える飲食の提供、講演会等の集会における食事の提供）

2 政党活動への支出

例) ・党大会への出席

- ・政党活動、府連（政党等）活動
- ・政党構成員として招待された式典、会合への出席
- ・政党の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷、発送等の経費
- ・政党組織の事務所の設置維持経費（人件費を含む）
- ・党大会賛助金、党大会参加費、党大会参加旅費等
- ・政党の役員経費（専従役員に対する給与、各種手当等）等政党の経費

3 選挙活動への支出

例) ・衆・参議院議員選挙、府議会議員、知事、市町村長・議員選挙などに当たつての各種団体への支援依頼活動、選挙ビラ作成

- ・上記以外の選挙関係に係る経費、選挙活動費（公認推薦料、陣中見舞い等）

4 後援会活動への支出

例) ・後援会活動のための経費

- ・後援会の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷、発送等の経費
- ・後援会主催の報告会等の開催経費
- ・後援会が主催し、主として会員を対象とする府政報告会の経費

5 私的経費への支出

例) ・団体役員や経営者としての資格など個人としての社会的地位により招待された式典、会合への出席

- ・慶弔餞別費等（病気見舞い、香典、祝金、餞別、寸志、中元、歳暮等の費用、慶弔電報、年賀状等時候の挨拶状の購入または印刷等の経費）

・冠婚葬祭の出席（葬儀、祝賀会、結婚式、祭祀・祭礼等）

・宗教活動（檀家総代会、報恩講、宮参り等）

・私的用務による観光、レクリエーション、旅行

・親睦会、レクリエーション等のための経費

・議員個人の私的目的のために使用する経費（趣味、個人としての研鑽のた

めの資格獲得等プライベートな活動)

6 科目別（抜粋）

<人件費>

- ・生計を一にする親族を雇用する経費